

入居申込書（個人用）														担当者	責任者
物件コード：※ 代筆不可。代筆発覚時は申込及び契約無効となります。 ※															
物件名称		号室			所在地										
月 額 賃 貸 条 件 ※協力費・BLCサポートの日割り計算は行いません。															
家 賃		円/月		共益費		円/月		BLC		円/月		協力費		円/月	
駐車場①		円(税込)/月			駐車場②		円(税込)/月			インターネット使用		有無		円(税込)/月	
賃 料 以 外 の 初 期 費 用															
敷 金		円		礼 金		円		協力費		円/2年毎					
鍵費用		円(税込)		仲介手数料		円(税込)			保証会社保証料			審査後に決定します。			
更 新 費 用										ペット飼育(ペット可物件に限る)					
更新料		賃貸借契約家賃1ヶ月分/2年毎			保証会社更新料		審査後に決定します。			しない ・ する （ 犬 ・ 猫 ）					
契約開始予定日 (入居予定日)			(西暦) 年 月 日			フリーレント		有無 1ヵ月分家賃 (1年未満解約時家賃1ヵ月分の違約金)							
申込 人 (入居者代表)	フリガナ 氏 名		生年月日 男・女 (西暦) 年 月 日 (才)												
	住 所		〒 携 帯 ()												
	勤 務 先	名 称	電 話 ()												
		所在地	〒												
		業 種										従業員数		人	
	所 属			役 職				年 収		万円		勤続		年	
	入居者 (申込 人除く)	氏 名		続 柄		(西暦)生年月日 (才)			上段：携帯 / 下段：勤務先名称						
		フリガナ				() 男・女			携帯 勤務先名称						
フリガナ				() 男・女			携帯 勤務先名称								
フリガナ				() 男・女			携帯 勤務先名称								
フリガナ				() 男・女			携帯 勤務先名称								
フリガナ				() 男・女			携帯 勤務先名称								
緊急 連絡 先	フリガナ 氏 名		生年月日 男・女 (西暦) 年 月 日 (才)												
	住 所		〒 電 話 ()												
	申込人との関係			住居の種類		持家 ・ 社宅 ・ 借家 ・ その他 ()									
	勤 務 先	名 称	電 話 ()												
		所在地	〒												
		業 種										従業員数		人	
所 属			役 職				年 収		万円		勤続		年		
メモ															
① 以上の身上内容で相違ございません。もし、相違のあった場合直ちに申込は取り下げ、一切の金額が返金にならないことを承諾します。 ② 本書記載の事項(個人情報保護方針、個人情報に関するお取り扱いについて、暴力団排除事項)を確認し、承諾します。 ③ 借主が仲介手数料1ヵ月分を支払うことに承諾します。															
(西暦) 年 月 日			申込人			印									

個人情報保護方針

当社が事業を営む中で、以下の方針にもとづき遂行し、お客様の個人情報保護に努めます。

1. 当社の事業活動において扱う個人情報を的確に把握し、対策を実施し個人情報の保護と保全に努めます。
2. 次の項目を重点として、個人情報保護のための適切な運用を維持することに努めます。
 1. 個人情報の利用は目的内に限定します
 2. 個人情報の適切な収集をします
 3. 個人情報の第三者への提供を制限します
 4. 個人データの安全措置(不正アクセス及び紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止及び是正)をします
 5. 保有個人データの開示、訂正、利用停止、削除等への適切な対応をします
3. 個人情報保護に関する法規制、及びその他の規範を遵守することに努めます。
4. 個人情報保護のための管理体制を確立し、個人情報保護に関する内部管理体制の継続的改善に努めます。
5. ポスターの掲示等により、全社員及び協力業者への個人情報保護方針の周知と個人情報保護に対する意識の向上に努めます。
6. 個人情報保護方針は、広く一般の人に公表します。

個人情報に関するお取り扱いについて

当社は、お取引に伴いお客様の個人情報をいただいております。この書面はアンケート、ホームページ等、お取引に伴い、書面、メール等全ての媒体で入手するお客様の個人情報のお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢	当社は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」を定め実行してまいります。
2. 当社が保有する個人情報	1.当社は、建設不動産業他、当社の業務に関連するお客様やお取引先様の個人情報 を有しています。 2.当社の従業員及び採用見込み者の個人情報を有しています。
3. 個人情報の利用目的	1.当社の行う全ての事業活動に係る、製品、商品、サービス等を確実に実施するため 使用します。 2.当社が行う、全ての事業に係る、有用と思われる情報の提供(DM、Email、電話、 FAX、訪問等)のため利用します。
4. 個人情報の第三者への提供	個人情報は、お客様との契約目的を達成するために以下の者に対して申込書等の情 報を提供する場合があります。1.火災等の損害保険事業者、共済会事業者 2.引越し等の運送事業者 3.各種対象不動産についての建物管理(賃貸物件入居・退去に伴う、電話・ガス等の設 備業者、修理・リフォーム業者、清掃業者、町内会、自治会、家主、等)並びに家賃管理 (家賃保証、集金代行業者)、契約管理等の必要がある場合における管理業者 4.融資先または取引先の金融機関等 5.申請等の業務に伴う届出先となる行政機関及び公共機関
5.個人情報の保護対策	1.当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人 情報を厳重に管理いたします。 2.当社が保有する個人データは、安全管理措置を講じます。
6.個人情報処理の外部委託	当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、安全管理に必要な 契約事項を盛り込んだ契約を締結し、適切な管理・監督を行います。
7.苦情、訂正・利用停止等の申立先	(1)相談窓口 株式会社ブルーボックス 管理部 電話:0587-23-0723 FAX:0587-23-5544 (2) 当社が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等の手続は、当社の定め によります。

暴力団排除条項

＜属性要件＞

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者であること
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等
7. 社会運動等標ぼうゴロ(政治活動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロなど)又は、特殊知能暴力集団等
8. その他前各号に準ずる者

＜行為要件＞

1. 自ら又は第三者を利用し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言動を行う
2. 当事者に対して、自身が反社会的勢力であることを伝え、又は自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝える
3. 自ら又は第三者を利用して、当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行う
4. 自ら又は第三者を利用して、当事者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為を行う

上記内容に該当しないことを約束します。

B L Cサポート利用規約兼申込書

第1章 総則

第1条（規約の適用）

- この規約は、株式会社ブルーボックス（以下「当社」といいます。）が運営する「B L Cサポート」（以下「本サービス」といいます。）を第2条の規定する利用者が利用する際に適用します。
- 利用者は、本サービスの利用において本規約以外に第3条に規定するサービス提供会社が定める全ての規約、規則、注意事項等（以下「規約等」といいます。）を承諾して利用するものとします。

第2条（定義）

- 「利用者」とは、当社が管理する賃貸住宅に居住し、当社が利用を承諾した者（個人）、及び同居するその二親等以内の親族で、当社に所定の方法により届け出を行った者をいい、届出が無い者は本サービスの対象外とします。
- 「サービス対象物件」とは、当社が管理する賃貸住宅をいい、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、何れの形態においても専有部室内に限ります。）の別を問いません。

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、①安心サービス、②盗難転居サポートサービス、③オンライン診療及び宅配クリーニングサポートサービス、④入居者補償制度 により構成され、それらの提供会社（以下「サービス提供会社」といいます。）は次の通りです。
本条①②③サービス提供会社：株式会社ハイパー
本条④サービス提供会社：Chubb 損害保険株式会社

第4条（会費）

- 本サービスの加入者は、別に定める要領に従って会費を滞滞なく当社に支払うこととします。
- 当社に支払われた会費は、退会や利用資格の取消その他の理由のいかんを問わず、また実際に本サービスを利用したか否かに関係なく、原則、返金しないものとします。但し、当社に債務不履行や不法行為がある場合はこの限りではありません。

第5条（退会）

本サービスの加入者は、サービス対象物件の賃貸借契約の終了まで加入継続するものとします。賃貸借契約において必要とされる火災保険（本サービスの終了日の翌日を保険期間とします。）に別途加入する場合は、本サービス契約終了までに、当該保険証券の写しを当社に提出することとします。
（注）解約の事由がやむを得ないときはこの限りではありません。

第6条（譲渡禁止）

利用者は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第7条（有効期間）

- 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、利用者のサービス対象物件の賃貸借契約の終了をもって終了とします。
- 利用者が居住している住居がサービス対象物件でなくなった場合はその日をもって、本サービスは終了とします。

第8条（利用者資格の取消）

- 利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者に通知・承諾なく、利用者資格を取り消すことができるものとします。
 - 当社又はサービス提供会社に虚偽の申告をした場合
 - 規約等に違反した場合
 - 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - その他、当社又はサービス提供会社が利用者を不適格と判断した場合

第9条（個人情報）

- 当社又はサービス提供会社は、本サービスの利用等を通して知り得た利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- 利用者は、当社又はサービス提供会社が次の場合において個人情報を使用することにあらかじめ同意するものとします。
 - 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等に役立てるための各種アンケートの実施
 - 本サービスの業務遂行にあたり当社又はサービス提供会社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」といいます。）への利用者等の個人情報の提供
 - 個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社又はサービス提供会社が判断したとき
 - 本サービスの運営維持のため、もしくは当社又はサービス提供会社の権利または財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - 申込承認作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - 本サービスに関する情報を通知するため
 - 当社又はサービス提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - 本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供または利用者の依頼に基づくサービス提供のため、サービス提供会社との間で取次ぎをする場合、または共同利用する場合
 - その他、当社又はサービス提供会社が利用者のために必要と適正理由によって判断したとき

- 利用者は当社サービス提供会社及び提供会社が利用者の以下の個人情報を所定の方法で取得し、これを利用することに同意します。
 - 姓名、性別、生年月日
 - 電話番号、郵便番号及び住所、メールアドレス等の連絡先
 - その他当社又はサービス提供会社が必要と判断した事項等

第10条（免責）

- 当社又はサービス提供会社は、利用者が本サービスの利用によって生じた利用者の損害（他者との間で生じたトラブル等起因する損害等を含みます。）等について、如何なる責任も一切負いません。
- 当社又はサービス提供会社は、利用者がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も同様に、如何なる責任も一切負いません。
- 本サービスの利用については、これを利用者に強制するものではなく、利用した責任は利用者に帰属するものとします。
- 当社又はサービス提供会社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第11条（規約の変更）

サービス提供会社は、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、利用者の承諾または利用者への事前通知なく、利用規約を変更できるものとします。

第12条（サービス内容の変更・終了）

本サービスは、サービス提供会社の規約等の変更または当社と当社以外の本サービス提供会社との間の本サービスに関する契約、もしくは当社と賃貸住宅の賃貸人との管理委託契約の変更・解除・解約、経済情勢の変動等を原因として、加入者の承諾または加入者への事前通知を要することなく、その内容を直ちに変更・中止・終了することができるものとします。

第13条（管轄裁判所）

本規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、福岡地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第14条（駆付サービス）

- 利用者は次の各号のトラブルが生じたとき、サービス提供会社の専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急駆付のサービス（以下「駆付サービス」といいます。）を受けることができます。
 - 鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル
 - 水まわりのトラブル
 - ガラスのトラブル
- 前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。
- 駆付サービスの緊急対応の定義は次の通りとします。
 - 初期駆付対応を「一次駆付」作業という。（60分以内の部品代を除く作業代は無料）
 - 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次駆付」作業という。
- 駆付サービスを利用者が受ける場合、次の提示が必要となります。
 - 免許証、もしくは顔写真付きの公的機関証明書（但し、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要）
- 〔宿泊補助金サービス〕
鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルにおける駆付サービス時に、開錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5,000円までを支給致します。
 - 給付条件
①宿泊補助金は、サービス対象物件に居住した期間1年に1回までのサービスであること
②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日を含め、サービス提供会社へ5日以内に提出すること
③サービス提供会社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、サービス提供会社へ5日以内に提出すること
④サービス提供会社が適切と判断すべき合理的理由があること
 - サービス提供会社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、サービス提供会社は利用者本人名義の金融機関口座にサービス提供会社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。
- 〔ガラス交換補助金サービス〕
ガラスのトラブルにおける駆付サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円までを支給致します。但し、保険会社による当該事故の保険金支払いがなされた場合は、支払対象外となります。
 - 給付条件
①ガラス交換補助金は、サービス対象物件に居住した期間1年に1回までのサービスであること
②保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと
③当社又はサービス提供会社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、5日以内に当社又はサービス提供会社に提出すること
④天災地変及び災害に該当しない場合。
 - 当社又はサービス提供会社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時、当社又はサービス提供会社は利用者本人名義の金融機関口座に当社又はサービス提供会社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金をお振込み致します。
- 駆付サービスで作業を行った際に、管理会社とその他関係各社への状況報告のため

現場写真を撮らせていただくことがあります。

第15条（利用料金）

- 利用者は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて問い合わせができるものとします。但し、第14条第1項の場合で、同条第3項（1）に記載する時間を超過した作業代金、もしくは同条同項（2）に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金については、別途、利用者の実費負担とします。
- 前項の実費負担分の請求先は入居者（個人）及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者（個人）及びサービス対象者が支払いを拒否、または、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を利用者のサービス対象物件賃貸借契約上の契約関係者に対して行います。
- 駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、利用者は賃貸人又は賃貸代理人（当該不動産会社）の承認を得たのちに、別途有料（作業料金・部品代）でサービスを依頼することができます。
- 当社又はサービス提供会社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。
- 利用者が利用料金を負担する場合は、次のいづれかとなります。
 - トラブルの原因が利用者起因する場合
 - 利用者の希望により、部品交換や特殊作業を行う場合

第16条（除外事項）

- 次の場合は、駆付サービスの対象外とします。
- 建物共有設備におけるトラブル事案の場合
 - 午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合
 - サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
 - 利用者が、利用者規約等に違反した場合
 - 災害、天災、暴動等起因する場合
 - その他、当社又はサービス提供会社が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第25条（サービス内容）

本サービス有効期間中にサービス対象物件において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件を侵入盗難被害にあった日から3ヶ月以内に転居する場合で、次の要件をすべて満たす場合に見舞金10万円を給付する制度です。

第26条（給付条件）

- 見舞金支給の条件は、以下の通りです。尚、この制度は、次の全ての要件を満たしている場合に限り支給される制度です。
- サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、他の転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること
 - 侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に終了していること
 - 見舞金の支払いは、利用者がサービス対象物件に居住した期間に1回に限る（2回目以降は対象外）
 - 当社又はサービス提供会社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第27条（除外事由）

- 次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は支給されません。
- 利用者の不在中に施錠されていた場合の侵入盗難被害、及び利用者の故意または重過失による侵入盗難被害、その他利用者の犯罪行為や利用者の闘争行為による侵入盗難被害
 - 室外ベランダにおける盗難被害
 - 利用者及び利用者の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他、サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
 - 利用者及び利用者の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人、その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
 - 戦争その他の変乱による侵入盗難被害
 - 地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害
 - 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
 - 前号以外の放射線照射または放射能汚染による侵入盗難被害
 - 盗難の被害が無かった場合
 - 警察に速やかに届出をしていない場合
 - 侵入盗難被害が発生した日から数えて5日以上、当社又はサービス提供会社に報告しなかった場合
 - 転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当該不動産会社以外の場合
 - 利用者が、利用規約等に違反した場合
 - その他、当社又はサービス提供会社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第28条（見舞金請求の受付及び支払い）

利用者は事故が発生した場合、5日以内に以下の各項の事項を当社又はサービス提供会社に報告し、当社又はサービス提供会社所定の申請をしなければいけません。また、当社又はサービス提供会社は、見舞金請求の受付業務及び侵入盗難対象事故の調査業務を行います。

- 当社又はサービス提供会社の事故報告受付時の確認事項
 - 住所、氏名、電話番号、性別
 - 被害発生の日時と詳細な状況

- ③公的機関が発行する事故証明書の有無
- 当社又はサービス提供会社に対して見舞金請求を行う場合、利用者は次の資料を添付しなければいけません。
 - 警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号
 - 当社又はサービス提供会社所定の事故発生報告書
 - 盗難に遭った家財等の被害額を証する書類
 - 被害状況現場の写真
 - 利用者の本人名義の金融機関口座番号等の情報
 - 転居先の賃貸借契約書の写し
 - その他、当社又はサービス提供会社が必要と認める書類
- 当社又はサービス提供会社が、再入居費用サポートサービスの対象事故であると判断したときは、当社又はサービス提供会社は利用者本人名義の金融機関口座に当社又はサービス提供会社が申請を受理した月の翌月末までに見舞金をお振込み致します。

第29条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスは、利用者への付加サービスであり、ほかの補償制度や保険等からの給付とは無関係です。

第4章 オンライン診療及び宅配クリーニングサポートサービス

第30条

利用者は、健康保険適用のオンライン診療及び宅配クリーニングを利用することができます。ただし、このサービスは当社又はサービス提供会社が行うものではありません。各々ID及びコードの登録が必要となります。利用料金は利用者のご負担となります。詳細及び利用方法は別紙案内書面をご活用下さい。

第5章 入居者補償制度

第31条（入居者補償制度）

- 入居者補償制度は、万一の事故（火災等）により家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合に、本サービスの利用者に対して補償を提供するために、当社が保険契約者となって、引受保険会社であるChubb損害保険株式会社との間で締結した損害保険契約（以下「損害保険」といいます。）に基づいています。
 - 利用者は損害保険の被保険者（保険金受取人）となり、利用料金の中から保険料相当額をご負担いただきます。
 - 本サービスが終了した場合、損害保険の補償も終了します。
 - 利用者は、当該保険契約の補償内容を別紙「入居者補償制度」パンフレット及び「入居者補償制度のご案内」より確認するものとします。
 - 入居者補償制度の対象となる物件は、当社が管理する賃貸住宅に限ります。
 - 入居者補償制度に基づく損害保険の保険料率変更、約款改定等により保険料や補償内容に変更がある場合、変更内容は当社のホームページに掲載します。
- ※本サービスの利用者が同一の家財を対象とした他の保険契約を締結している場合は入居者補償制度の補償を提供いたしませんので、お申し出ください。お申し出のない場合は、入居者補償制度の補償提供に同意いただいたものとみなします。

（承認番号 L1910210）
平成30年12月1日制定
2021年7月1日改定
2026年4月14日改訂

本利用規約に同意の上、申し込みます。

年 月 日
氏名：印